

災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定書

鹿児島県（以下、「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県環境保全協会（以下、「乙」という。）とは、災害時における浄化槽の緊急点検・応急復旧等（以下、「点検・復旧等」という。）の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。

2 この協定において「支援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 浄化槽の緊急点検及び被害実態調査
- (2) 浄化槽汚泥の収集運搬
- (3) 市町村が設置する避難所等に対する会員業者保有の仮設トイレの設置
- (4) 浄化槽の部品交換及び補修工事等、応急復旧等に係る乙の会員の斡旋
- (5) 前4号に掲げるもののほか、浄化槽の点検・復旧等に関する必要な行為

（支援要請）

第3条 甲は、被災市町村からの要請があったときは、乙に対し支援を要請するものとする。

2 前項の規定による乙への支援の要請は、原則として様式第1号により文書で行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、支援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（関係団体との連携）

第5条 乙は、支援の実施にあたって、浄化槽の関係団体と連携を図るものとする。

（被災市町村との協議）

第6条 被災市町村と乙は、支援の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、第2条第2項に規定する支援を終了したときは、甲に対し速やかに様式第2号により文書で報告するものとする。

(経費負担)

第8条 支援に要する経費は、基本的に乙が負担するものとする。ただし、災害の規模や状況によっては支援が長期化するなど乙の負担が多大となるときは、支援を要請した被災市町村等が応分の負担を行うものとし、その額は、あらかじめ被災市町村と乙が協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室、乙においては一般社団法人鹿児島県環境保全協会事務局を窓口として行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 鹿児島市宇宿二丁目9番9号
一般社団法人鹿児島県環境保全協会
会長 池畑 憲一